

大分市公告第208号

大分市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務に係るプロポーザル参加事業者の公募について

大分市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務に係るプロポーザル参加事業者を、次のとおり公募します。

令和8年6月2日

大分市長 足立 信也

1. 事業目的

当市で現在稼働している窓口案内表示システムについては、平成30年に導入し、市民課窓口における窓口受付番号発券や混雑状況の配信、広告行政情報モニターを設置し、広告や行政情報等の放映を行っている。

しかしながら、現行システムは稼働開始から約8年が経過しており、機器が老朽化している。また、本庁舎1階フロアにおいては、各課がそれぞれ異なる発券機を導入・運用しており、複数の窓口をまたがる手続きを行う際に番号の取り直しが必要となるなど、様々な課題を有している。これらの課題を解決するために、本庁舎1階の窓口関係課等において一体的に利用でき、来庁予約機能などを備えた新たなシステムを導入することにより、市民サービスの向上、窓口業務の効率化を図る。

2. 事業概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 事業名 | 大分市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務 |
| (2) 事業内容 | 大分市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務調達仕様書のとおり |
| (3) 本稼働 | 令和9年1月4日 |
| (4) 履行期間 | 協定締結の日から令和13年12月31日まで |
| (5) 選定方法 | 大分市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務受託候補者選定委員会にて、提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、当市に最も適合している提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定する。選定された受託候補者には通知書を発送し、選定されなかった提案者にはその旨を記載した書面を発送する。 |

3. 参加資格

参加表明書の提出日において、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (3) 大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと。
- (6) 大分市広告料収入事業に係る広告取扱者に関する要領の要件を満たすものであること。
- (7) 提案するシステムは、国又は地方公共団体（中核市、政令指定都市、又は特別区、若しくは当市と同規模程度の人口を有する自治体）において導入実績があること。

4. 参加資格の審査

- (1) プロポーザルへの参加を表明しようとする者（以下「提出者」という。）は、次の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
 - (ア) 公募型プロポーザル参加表明書（公募一様式1）
 - (イ) 「3. 参加資格（7）」における導入実績表（公募一様式2）及び契約書の写し
※ 契約件名、具体的な契約内容、契約相手方及び提案参加事業者名が確認できる資料（契約書等のコピー）であること。また、資料には契約相手方と提案参加事業者双方の押印が確認できること。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格がないと認められたものは、当該プロポーザルに参加することができない。
- (3) 提出者への通知
参加資格の審査結果は、令和8年7月3日（金）までに通知する。

5. 手続き

(1) 担当部局

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市市民部市民課（本庁舎1階）

電話番号：097-537-5614（直通）

(2) 仕様書等の交付期間及び交付場所

交付期間：令和8年6月2日（火）から6月26日（金）まで

ただし、開庁日の17時15分以降、土日祝日等の休日は交付しない。

交付場所：（1）に同じ

交付方法：問い合わせのあった事業者へ送付

(3) 参加表明書及び添付書類の提出日

提出期限：令和8年6月26日（金）17時15分まで（必着）

提出場所：（1）に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）による。

提出部数：1部

(4) 提案書の提出日

提出期限：令和8年7月15日（水）17時15分まで（必着）

提出場所：（1）に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）による。

提出部数：調達手続説明書「1. 手続きについて（2）提案書の提出」のとおり

6. 失格事項

提出者が次のいずれかに該当する場合は失格とし、評価しない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 大分市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務調達手続説明書に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告の日から協定締結の日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 大分市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務調達仕様書に違反した場合。
- (8) その他、選定委員会が不相当と認めるとき。

7. その他

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は前項「5. 手続き（1）担当部局」に同じ。
- (6) 提出数が5を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (7) 1社1提案とし、複数提案を禁止する。
- (8) 提案者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を受託候補者として選定する。